

給付の要件

介護（補償）給付の支給額は、次のとおりです（平成22年4月1日改正）。

(1) 常時介護の場合

- ① 親族又は友人・知人の介護を受けていない場合には、
介護の費用として支出した額（ただし、104,730円を上限とします。）が支給されます。
- ② 親族又は友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として56,790円が支給されます。
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が56,790円を下回る場合には、一律定額として、56,790円が支給されます。
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が56,790円を上回る場合には、その額（ただし、104,730円を上限とします。）が支給されます。

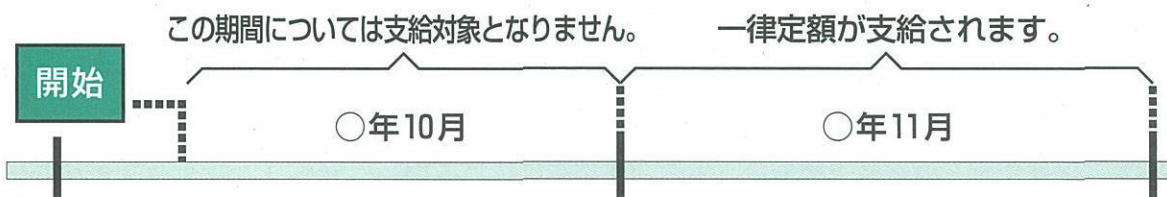
(2) 随時介護の場合

- ① 親族又は友人・知人の介護を受けていない場合には、
介護の費用として支出した額（ただし、52,370円を上限とします。）が支給されます。
- ② 親族又は友人・知人の介護を受けているとともに、
 - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として28,400円が支給されます。
 - イ 介護の費用を支出しており、その額が28,400円を下回る場合には、一律定額として、28,400円が支給されます。
 - ウ 介護の費用を支出しており、その額が28,400円を上回る場合には、その額（ただし52,370円を上限とします。）が支給されます。

また、月の途中から介護を開始される場合は、次のとおりとなります。

- ① 月の途中から介護を開始したケースで、介護費用を支払って介護を受けた場合→上限額の範囲で介護費用が支給されます。
- ② 月の途中から介護を開始したケースで、介護費用を支払わないで親族等から介護を受けた場合→当該月は支給されません。

(例) 平成○年10月の途中から親族等により介護を受けはじめた場合



この場合であっても、請求書の「請求対象年月」欄には、介護を開始した月（この例ですと平成○年10月分に当たります。）についても記入してください。